

子どもの貧困対策

事業概要

子ども応援サポート室

複雑な事情や困難な状況にある家庭等に対し、確実に支援につなげるため、子どもの貧困対策に関わる相談窓口である「子ども応援サポート室」を新設し、総合的な支援体制を整える。

(仮称) 子ども宅食プロジェクト

子どものいる生活困窮世帯に対し、フードバンク等から提供を受けた食品等を家庭に配送するとともに、虐待等のリスクを見つけた場合には、区に報告し、必要な支援につなげていく。
なお、この事業は、様々な主体がコンソーシアムを形成し、イコールパートナーシップの下で、事業を展開していく。
また、クラウドファンディングによって実現を図るものとし、ふるさと納税を活用して、社会貢献として賛同された個人、企業からの寄付を原資とする。

子ども食堂等支援金補助

生活困窮世帯の欠食や孤食の子どもを対象に、食事の提供等を通じた居場所づくりを行う民間団体等を支援するため、子ども食堂等を実施する団体等に支援金の助成を行う。

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援の拡充

生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業をさらに拡充し、放課後の居場所や、学習意欲向上の機会を提供する。

中学校新入学用品費の入学前支給、奨学金の拡充策の検討

中学校新入学用品費を入学前に支給するとともに、奨学金の拡充策について、国や他の自治体の動向を注視しながら検討を進める。

子育て支援事業の利用料等の軽減

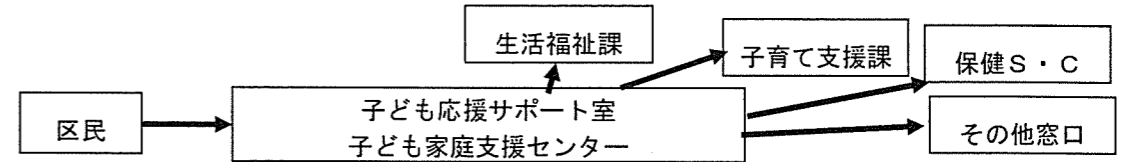
経済的に厳しい状況に置かれた生活困窮世帯に対し、一時保育事業等の利用料の軽減を行う。

事業展開

29年度実施

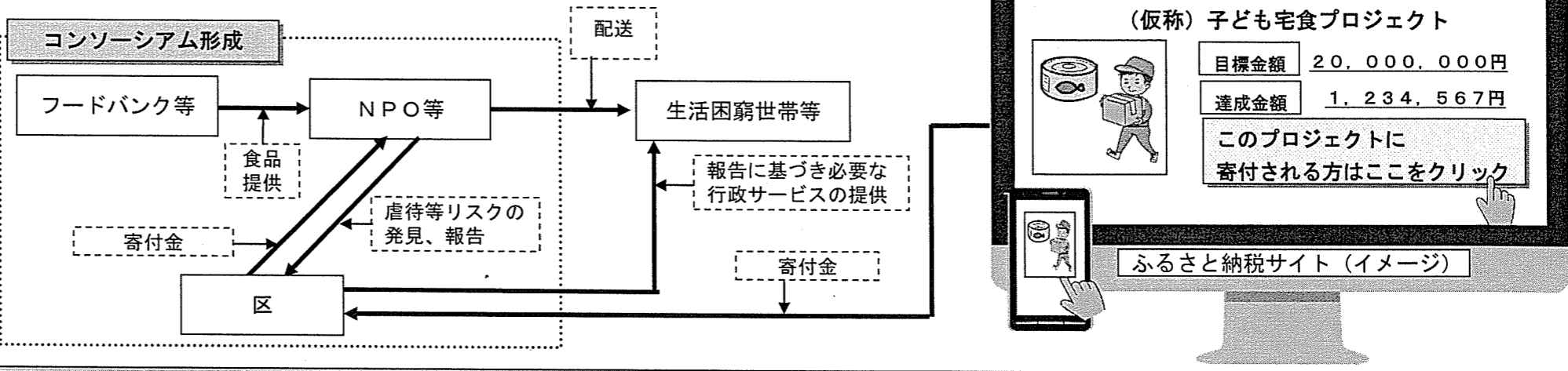
子ども応援サポート室

- ・子ども応援サポート室を開設
- ・土曜日・日曜日、時間外等にはメール、伝言メッセージにて受付
- ・子どもの貧困対策を専門とする非常勤職員を配置（相談・支援員）



(仮称) 子ども宅食プロジェクト【クラウドファンディング】【20,052千円】

- ・生活困窮世帯の希望世帯を対象
- ・食品はフードバンク等から提供を受け、配送はNPO等に委託
- ・配送の際、虐待等のリスクを見つけた場合、区に報告



子ども食堂等支援金補助【3,000千円】

- ・社会福祉協議会で認定し、実施団体に助成（初期経費、運営経費）
- ・食事の提供だけでなく、子どもの居場所としての機能
- ・食品はフードバンク等を活用
- ・原則月2回以上の実施を条件
- [社会福祉協議会に事業補助]

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援の拡充【11,580千円】

- ・対象にひとり親世帯（児童扶養手当受給者）の子どもを追加
- ・実施会場の増設
- ・講師人数を増員し、支援体制を充実

中学校新入学用品費の入学前支給、奨学金の拡充策の検討

- ・中学校新入学用品費を入学前に支給
- ・奨学金の拡充策について、国や他の自治体の動向を注視しながら検討
- [教育委員会で検討]

30年度実施に向け検討

子育て支援事業の利用料等の軽減

- ・住民税非課税世帯・生活保護世帯に対し、子育て支援事業の利用料等の軽減について検討